

# ・地域子ども・子育て支援事業

# 地域子ども・子育て支援事業の概要について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。(子ども・子育て支援法第59条)
- ・国及び都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。
- ・費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3  
(利用者支援事業については、国2/3、都道府県・市町村それぞれ1/6、妊婦健診については交付税措置)

## 利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

## 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

## 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等、特定子ども・子育て支援に対して保護者が支払うべき食事の提供(副食の提供に限る)にかかる費用を助成する事業

## 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

## 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

## 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な養育・保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

## 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談を行う事業

## ・養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師や助産師、保育士が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導や助言等により養育能力を向上させるための支援を行う事業

## ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を行う事業

## 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

## 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

## 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

## 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

## 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

# 利用者支援事業

利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うものである。

## 3つの事業類型

### 基本型

基本型は「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

#### 【利用者支援】

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、  
 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握  
 子育て支援に関する情報の収集・提供  
 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援  
**当事者の目線に立った、寄り添い型の支援**

#### 【地域連携】

より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり  
 地域に展開する子育て支援資源の育成  
 地域に必要な社会資源の開発等  
**地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援**

#### 《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

実施主体 市町村（特別区を含む）

負担割合 国（2/3）、都道府県（1/6）、市町村（1/6）

主な補助単価（令和4年度予算） 母子保健型は、職員が専任の場合

【基本事業】	基本型	特定型	母子保健型
【加算事業】	7,604千円	3,078千円	14,209千円

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応	多機能型事業	一体的相談支援機関連携等加算（新規）
1,408千円	758千円	1,082千円	1,877千円	805千円	751千円	3,231千円	300千円

【開設準備経費】改修費等 4,000千円

### 特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

#### 《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

### 母子保健型

主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

#### 《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置 職員は専任が望ましい

#### 実施か所数の推移

（単位：か所数）

	基本型	特定型	母子保健型	合計
R2年度	888	394	1,582	2,864
R3年度	981	379	1,675	3,035

#### 【令和4年度新規】

基本型を実施する自治体が、一体的相談支援機関との連携やかかりつけ機関としての新たな機能に対応するために必要な経費を支援

# 子ども・子育て支援新制度における利用者支援事業の役割について

## 子ども・子育て支援新制度の趣旨

- ・ 子ども・保護者の置かれている環境に応じ、
- ・ 保護者の選択に基づき、
- ・ 多様な施設・事業者から、
- ・ 良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を確保する。

## 車の両輪

### 市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。  
(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

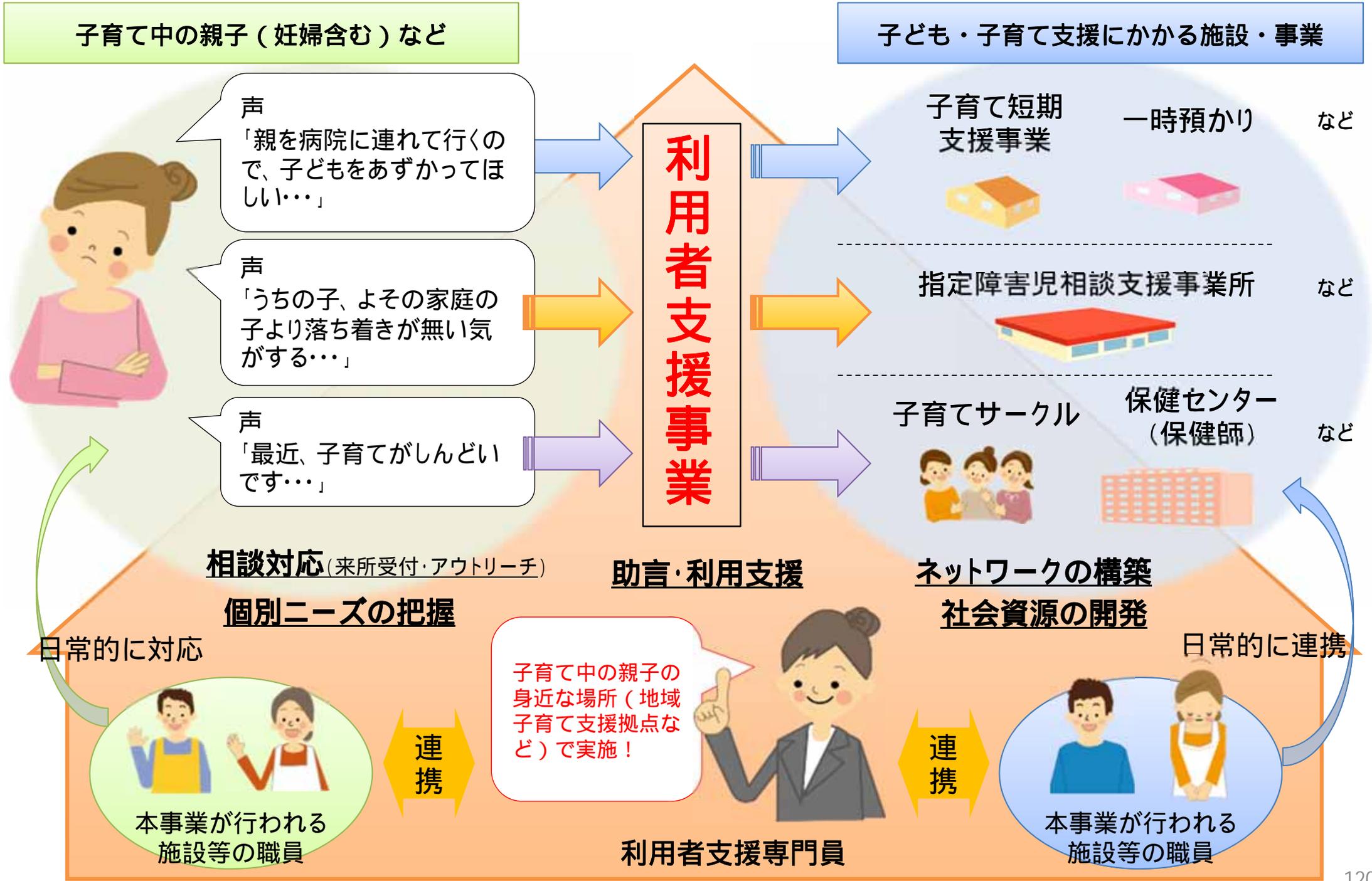
- ・ 地域全体の子育て家庭のニーズ（潜在的ニーズも含む）を基に「需要」を見込む。
- ・ 需要に応じて、多様な施設や事業を組み合わせた、「供給」体制を確保。

### 利用者支援事業

- ・ 個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業等を円滑に利用できるよう支援。（「利用者支援」）
- ・ 利用者支援機能を果たすために、日常的に地域の様々な子育て支援関係者とネットワークの構築、不足している社会資源の開発を実施。（「地域連携」）

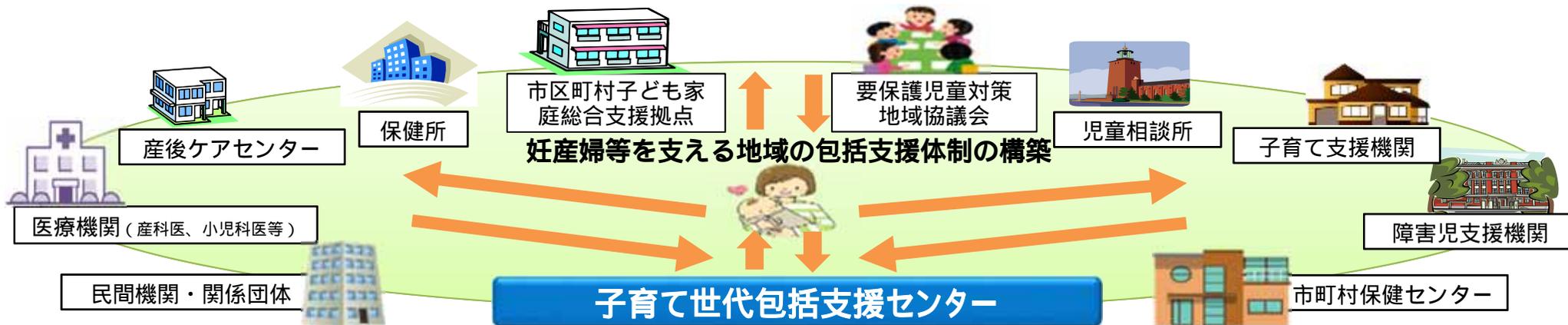
地域の子育て家庭にとって適切な施設・事業の利用の実現

# 利用者支援事業の役割について



# 子育て世代包括支援センターによる包括的な支援体制の構築

- **妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できること**を目的とするもの
- 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、**健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供**できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化（法律上は「母子健康包括支援センター」）※H29.4.1施行
  - 実施市町村数：1,603市区町村、2,451か所（R3.4.1現在）



## 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

マネジメント（必須）

保健師

助産師

看護師

その他の  
専門職

妊産婦等の支援に必要な実情の把握  
 妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導  
 支援プランの策定  
 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整



## 困難事例への対応等の支援（R3～）

相談支援の強化（必須）

社会福祉士

精神保健福祉士

その他の  
専門職

妊産婦からの問い合わせに即時対応可能とするため、SNS等を活用した即時の相談支援及び多職種でのアウトリーチによる支援  
 市区町村子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会や精神科医療機関との連携の強化  
 嘱託医師との連携によるケース対応等の実施

サービス（現業部門）

妊娠前	妊娠期	出産	産後	育児	母子保健
妊娠に関する普及啓発	産前・産後サポート事業	産婦健診	産後ケア事業	<b>子育て支援策</b> ・保育所・認定こども園等 ・地域子育て支援拠点事業 ・里親 ・乳児院 ・養子縁組 ・その他子育て支援策	子育て支援
不妊相談	妊婦健診	産婦健診	乳幼児健診		
	両親学級等	乳児家庭全戸訪問事業	予防接種		
養育支援訪問事業					
近隣住民やボランティアなどによるインフォーマルなサービス					

# 延長保育事業について

- 市町村の認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育所等で引き続き保育を実施する事業。

- ・標準時間認定 1 1時間の開所時間を超えて保育を実施。
- ・短時間認定 各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施。

## 1. 一般型

- (1) 実施場所 都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所又は認定こども園（以下「民間保育所等」という。）、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、駅前等利便性の高い場所、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる施設等。
- (2) 対象児童 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受け、民間保育所等、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所を利用する児童。

## 2. 訪問型（平成27年度創設）

- (1) 実施場所 利用児童の居宅
- (2) 対象児童 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受け、民間保育所等、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所を利用する児童であって、以下のいずれかに該当するもの。
  - ① 居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超える場合
  - ② 民間保育所等における延長保育の利用児童数が1名となった場合

- 実施主体 市区町村（市区町村が認めた者へ委託等も可）
- 実施要件
  - ・対象児童の年齢及び人数に応じて保育士等を配置
  - ・各延長時間帯毎に定める一定の利用人数（日数）を満たしていること
  - ・訪問型の利用にあたっては、利用者と市町村と協議の上、利用の決定を行うこと

○ 事業実績：28,425か所、897,348人（年間実利用児童数）（令和2年度）

○ 負担割合：国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市区町村 1 / 3

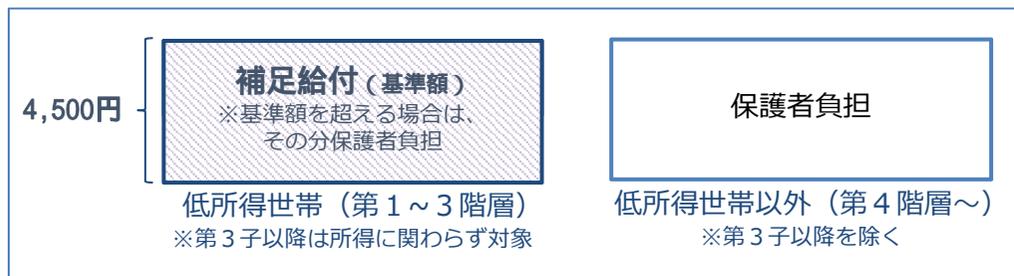
# 実費徴収に係る補足給付を行う事業について

## 1. 事業概要

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている 食事の提供に要する費用及び日用品、文具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業。

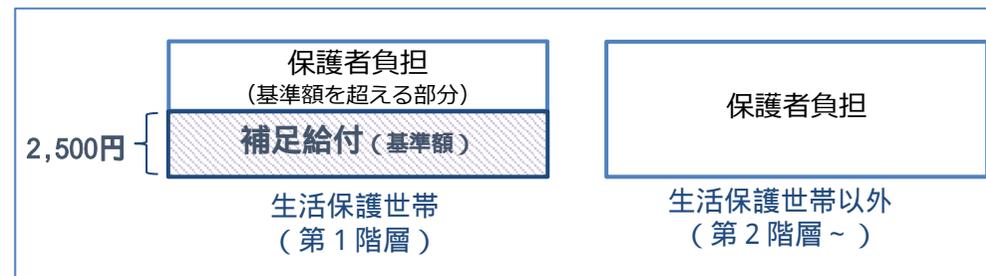
### 給食費（副食材料費）

### 施設型給付を受けない園に限る



### 教材費・行事費等（給食費以外）

### 施設型給付又は地域型保育給付を受ける園のみ



※施設型給付を受ける園（1号認定）の副食材料費については、公定価格の副食費徴収免除加算が支給されている

※特別支援学校幼稚部については、特別支援教育就学奨励費補助制度があるため対象外

## 2. 実施主体・補助率・単価等

実施主体：市町村（特別区を含む。）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

### < 令和4年度補助単価（1人当たり月額） >

①給食費（副食材料費） 4,500円

②教材費・行事費等（給食費以外） 2,500円

### < 実績（令和2年度） > ※か所数については重複あり

①給食費（副食材料費）  
6,602か所、106,607人

②教材費・行事費等  
1号認定： 694か所、 922人  
2号認定： 3,128か所、 6,206人  
3号認定： 1,905か所、 2,729人

## 3. 市町村の事業実施における考え方

・「実費徴収に係る補足給付事業」は、地域子ども・子育て支援事業の1つであり、地域の保護者・事業者等のニーズを踏まえつつ策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って、市町村が事業の実施や給付対象者の範囲を決定。

・①給食費（副食材料費）の対象（2019年10月～）は、施設型給付を受けない幼稚園において給食を実施している場合。給食の実施方法・形態は問わない（外部搬入で実施している場合、ミルク給食のみを実施している場合も対象）。ただし、家から持参するお弁当は、そもそも給食に該当しないため対象外。

# 多様な事業者の参入促進・能力活用事業について

- 地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するとともに、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図ることで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。

## （1）新規参入施設等への巡回支援（平成26年度創設）

市町村が新規参入事業者に対して、保育士OBなど事業経験のある者を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する。

## （2）認定こども園特別支援教育・保育経費（平成27年度創設）

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する。

## （3）地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援（令和3年度創設）

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付する。

- 実施主体：市区町村（（1）、（2）は市区町村が認めた者へ委託等も可）

- 実施要件：

### <新規参入施設等への巡回支援>

対象事業者：保育所、認定こども園、小規模保育事業を始め、地域子ども・子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者。

### <認定こども園特別支援教育・保育経費>

対象施設：健康面、発達面において特別な支援が必要な子どもが2人以上在籍する私立認定こども園であって、対象児童の教育・保育を担当する職員を加配する施設

対象児童：次の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども

（ア）日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること。

（イ）特別児童扶養手当の支給対象であること、又は健康面、発達面において特別な支援が必要であること。

（ウ）認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定区分に該当する者であること。

### <地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援>

対象幼児：事業実施主体の市町村の住民のうち、子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付を受けていない又は企業主導型保育事業を利用していない満3歳以上の幼児であって、対象施設等を概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用している幼児

対象施設等：満3歳以上小学校就学前の全ての利用幼児を対象とした標準的な開所時間が、概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上であり、かつ、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付を受けている又は企業主導型保育事業を利用している満3歳以上の利用幼児の数が、満3歳以上小学校就学前の全ての利用幼児の数の概ね半数を超えない施設等であって、市町村が別に定める基準を満たすと市町村が判断する施設等

- 交付実績：巡回支援884か所（令和2年度）、認定こども園特別支援教育・保育経費336か所（令和2年度）

- 負担割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

### <基準額>

（1）新規参入施設等への巡回支援  
1施設当たり年額 400,000円

（2）認定こども園特別支援教育・保育経費  
対象障害児1人当たり月額 65,300円

（3）地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援  
対象幼児1人当たり月額 20,000円  
（利用する施設等の過去3カ年の平均月額利用料が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料。）

## 多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）について

子ども・子育て支援新制度において住民ニーズに沿った多様な教育・保育の提供を進める上で、多様な事業者による事業実施を促進することが必要である。このため、私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員(幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者)の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る。

### 1 実施主体

市町村(特別区を含む。以下同じ。)

### 2 実施場所

私立認定こども園

### 3 対象となる子ども

次の(ア)～(ウ)の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども

(ア)日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること。

(イ)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象であること、その他健康面、発達面において特別な支援が必要であること。

(ウ)6の表に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であること。

### 4 補助要件

- ・ 当該認定こども園において、2人以上の障害児(私学助成(特別支援教育経費)または障害児保育事業の対象となる子どもを含む)を受け入れていること。
- ・ 当該認定こども園において、公定価格上求められる教育・保育を担当するために配置すべき職員数(加算を含む。)に加えて、幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者を配置すること。

### 5 補助単価

子ども1人当たり 月額 65,300円

6 対象となる施設 私立認定こども園

: 多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)

: 私学助成(特別支援教育経費) : 一般財源化前の障害児保育事業

認定こども園		1号	2号	3号
幼保 連携型	学校法人立 <sup>1,2</sup>	旧接続型		
		旧並列型		
		上記以外 <sup>3</sup>		
	上記以外			
幼稚園型	幼稚園部分が 学校法人立 <sup>1</sup>		(2021年4月1日より)	
	上記以外			
保育所型				
地方裁量型				

1 学校法人化のための努力をする園(志向園)を含む

2 学校法人立幼稚園から構成されていた認定こども園が、新制度施行時又は施行後に社会福祉法人へ統合したものと及び学校法人立幼稚園が新制度施行時又は施行後に保育所と統合して社会福祉法人立となったものは対象外

3 新制度施行時又は施行後に学校法人立の幼保連携型認定こども園として新たに設置された園(幼稚園や幼稚園型認定こども園を基に新たな幼保連携型認定こども園として設置された園を含む)

# 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

令和3年度から多様な事業者の参入促進・能力活用事業（子ども・子育て支援法に規定された地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業）の1つ）にメニューを追加し、

- ・地方自治体（市町村・特別区）の仕上げ
- ・国で一定の基準を設けるものの地方自治体の裁量を認めることが可能な仕組み で実施。

## 1. 支援対象経費

幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、本事業の要件を満たす施設等を利用する満3歳以上の幼児の保護者が支払う利用料：どの施設等でも共通的に徴収している、いわゆる保育料。

## 2. 基準額

対象幼児1人当たり月額 20,000円

ただし、利用する施設等の過去3カ年の平均月額利用料が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料

## 3. 給付方法

市町村等から保護者に直接給付する。

## 4. 対象施設等の基準

【必須】以外は地方の裁量で内容や確認方法等の変更可。その際は、合議制の機関で審議。

職員	<ul style="list-style-type: none"><li>○職員【必須】 有資格者3分の1以上（幼稚園教諭、保育士、看護師）</li><li>○配置基準（幼児：活動従事者）【必須】 3歳児 20：1 / 4歳以上児 30：1 また、2人を下回ってはならない</li></ul>
設備	<ul style="list-style-type: none"><li>○面積基準：集団活動室 1.65㎡以上/人</li><li>○設備基準：調理室、便所、手洗用設備、必要な遊具等の備え付け</li></ul>
対象施設等	<ul style="list-style-type: none"><li>○開所時間【必須】 概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上</li><li>○保育の必要性のある子どもの割合【必須】 幼児教育・保育の無償化の対象となる満3歳以上の子どもの数が、当該施設等を利用する満3歳以上の子どもの概ね半数を超えないこと</li></ul>
非常時の対応	<ul style="list-style-type: none"><li>【必須】 ・消火用具、非常口の設置 ・非常災害に対する計画策定、訓練の実施</li><li>・集団活動室を2階に置く場合は準耐火、3階以上に置く場合は耐火建築物（建物がない場合には、活動の実態に応じて必要と考えられる措置）</li></ul>
幼児の処遇等	<ul style="list-style-type: none"><li>○活動内容<ul style="list-style-type: none"><li>・幼児一人一人の心身の発育や発達の状況に基づいた適切な活動の計画を策定・実施</li><li>・各施設等の活動方針に基づいた計画の策定</li></ul></li><li>○給食：出す場合、年齢等に配慮した食事内容等</li><li>○健康管理・安全確保【必須】</li><li>○職員・子どもの帳簿の整備</li><li>○適切な会計処理が確認可能</li></ul>

## 5. 国と地方の負担割合

国、都道府県、市区町村 1/3ずつ

# 放課後児童クラブの概要

## 【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

※平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項)：平成10年4月施行

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

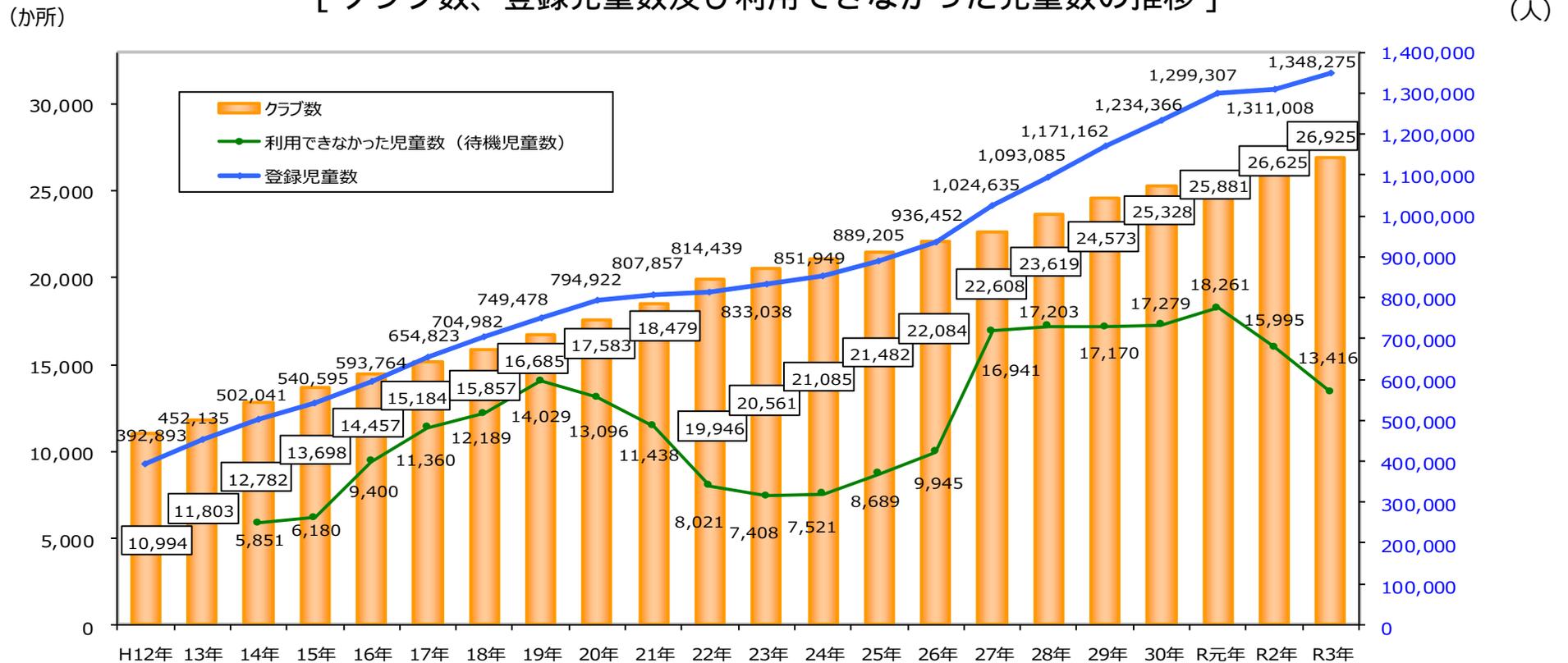
## 【現状】(令和3年5月現在)

- クラブ数 26,925か所  
(参考：全国の小学校18,889校)
- 支援の単位数 35,398単位
- 登録児童数 1,348,275人
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 13,416人

## 【今後の展開】

- 「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、**2021年度末までに約25万人分(約122万人から約147万人)**を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ**2023年度末までに計約30万人分(約122万人から約152万人)**の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

〔クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移〕



# 放課後児童クラブ関係予算のポイント

令和3年度予算額 1,092億円

令和4年度予算額 1,065億円

子ども・子育て支援交付金 令和3年度 922億円

令和4年度予算 981億円

子ども・子育て支援整備交付金 令和3年度 170億円

令和4年度予算 84億円

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。

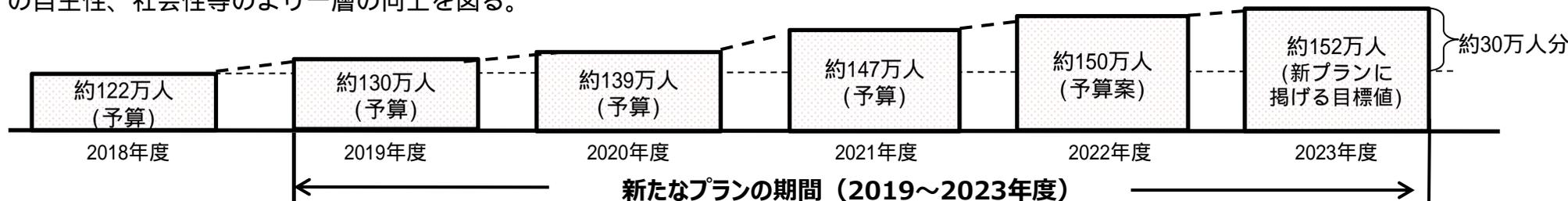
実施主体：市町村（特別区を含む） 市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる

運営費（基本分）の負担の考え方



## 新・放課後子ども総合プランについて

「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日策定）を踏まえ、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分（約122万人から約147万人）を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分（約122万人から約152万人）の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。



## 1. 運営費等（主な内容）

### （1）放課後児童健全育成事業（運営費）

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

### （2）放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

### （3）放課後児童クラブ支援事業

障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助

待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助

放課後児童クラブへの移動や帰宅する際の送迎支援に必要な経費に対する補助

### （4）障害児受入強化推進事業等

（3）のに加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

### （5）放課後児童支援員の処遇改善

18:30を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助

放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

### （6）放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費に対する補助

## 2. 施設整備費（主な内容）

### 放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

< 国庫補助率高上げ（平成28年度からの継続） >

公立の場合：（高上げ前）国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3

（高上げ後）国 2 / 3、都道府県 1 / 6、市町村 1 / 6

民立の場合：（高上げ前）国 2 / 9、都道府県 2 / 9、市町村 2 / 9、社会福祉法人等 1 / 3

（高上げ後）国 1 / 2、都道府県 1 / 8、市町村 1 / 8、社会福祉法人等 1 / 4

## 3. 研修関係（主な内容）

### （1）放課後児童支援員認定資格研修

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

### （2）放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

## 4. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

### 子どもの居場所の確保

#### （1）放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として4年生以上の児童を対象に、児童館や公民館等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。

#### （2）小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

### 育成支援の内容の質の向上

#### （1）放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置（「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施）

利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

#### （2）放課後児童クラブの人材確保支援（「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施）

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

## 5. 令和4年度予算における運営費の主な拡充内容

### 放課後児童支援員等に対する9,000円の処遇改善【新規】

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年10月以降も、引き続き実施する。実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。

### 障害児受入強化推進事業の拡充【拡充】

- ・ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合は現行の1名に加え、更に1名の職員を加配（計2名）、障害児9人以上受け入れる場合は現行の1名に加え、更に2名の職員を加配（計3名）できるよう補助単価を拡充する。
- ・ 医療的ケア児を受け入れる場合に、看護職員等が当該児童への付き添い等による送迎や病院への付き添い等を行った場合の補助を創設する。

### 【令和3年度補正予算における放課後児童クラブ予算の主な拡充内容】

#### 放課後児童クラブで働く職員の収入の引上げ

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。

#### 放課後児童クラブの整備促進

放課後児童クラブの待機児童を早期に解消するため、待機児童が発生している市町村等における放課後児童クラブ整備の加速化を図る。

#### 放課後児童クラブ等における感染症拡大防止対策に係る支援等

放課後児童クラブ等において、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等や簡易な改修に必要な経費について補助を行う。

また、放課後児童クラブ等において、連絡帳の電子化やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備及び研修のオンライン化に係る費用を補助する。

# 放課後児童クラブの設備運営基準について

放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった

このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

## < 主な基準 >

### 支援の目的（参酌すべき基準）（第5条）

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

### 職員（参酌すべき基準）（第10条）

- 放課後児童支援員（※）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）

保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が行う研修を修了した者

令和元年度まで、「職員」は従うべき基準であつたが、地方分権提案により、令和2年度より参酌すべき基準に改正

### 開所日数（参酌すべき基準）（第18条）

- 原則1年につき250日以上

その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

### その他（参酌すべき基準）

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

### 設備（参酌すべき基準）（第9条）

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

### 児童の集団の規模（参酌すべき基準）（第10条）

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

### 開所時間（参酌すべき基準）（第18条）

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）  
→ 原則1日につき8時間以上
- 平日（小学校授業の休業日以外の日）  
→ 原則1日につき3時間以上

その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

# 「放課後児童クラブ運営指針」策定の経緯及びポイント

## 策定の必要性

放課後児童クラブについては、平成19年に「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、運営するに当たって必要な基本的事項を示すことで、各市町村における質の向上を図るための取組を進めてきたところである。

平成24年の児童福祉法の改正により、市町村は、国が省令で定める設備及び運営の基準を踏まえて条例で基準を定めなければならないこととされ、国において、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」を策定し、全国的に一定水準の質の確保に向けた取組をより一層進めることとした。

平成27年4月からは、省令基準を踏まえて各市町村において策定される条例に基づき、放課後児童クラブが運営されることになるが、その運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保していくことが必要である。

このため、「放課後児童クラブガイドライン」を見直し、国として運営及び設備に関するより具体的な内容を定めた運営指針を新たに策定することとした。

## 策定の3つの視点

放課後児童クラブの運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化

子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理

子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点で関わることが求められるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実

省令基準及び運営指針に沿った一定水準の質を確保した放課後児童クラブの全国展開を図る